

22 社会福祉法人青森県社会福祉協議会
青森県民間社会福祉事業職員共済事業設置運営規程

設 置	昭和 62年 5 月 28 日
一部改正	平成 9 年 5 月 28 日
〃	平成 14年 4 月 1 日
〃	平成 15年 12月 10 日
〃	平成 16年 10月 1 日
〃	平成 19年 10月 22 日
〃	平成 21年 1 月 29 日
〃	平成 21年 3 月 15 日
〃	平成 26年 3 月 20 日
〃	平成 26年 3 月 20 日
〃	平成 27年 12月 18 日

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人青森県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）定款第2条第18号に規定する青森県民間社会福祉事業職員共済事業（以下「共済」という。）について必要な事項を定め、県内の民間社会福祉事業職員の福利増進を図り、もって社会福祉事業の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 事業主

民間社会福祉施設・団体を経営する法人及び個人経営者並びに任意団体の経営者

(2) 契約者

共済契約の当事者である事業主

(3) 加入者

契約者が運営する事業所に勤務する有給の役員及び職員のうち就業規則、労働協約等により、この共済の受益者とされた者

(4) 共済契約

この規程で定める退職金制度に必要な資金を契約者が県社協に預託することを約し、県社協は契約者から権限の委任を受け、すべての契約者から預託された総資産のうちから給付を行うことを約する契約をいう。

(事業)

第3条 第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

22 職員共済事業設置運営規程

- (1) 第1種共済
 - ア 退会給付事業
 - イ 福利厚生事業
- (2) 第2種共済
 - ア 退会給付事業

2 前項に掲げた事業の運営に関する必要な事項は、別に定める。

(共済契約の締結)

第4条 この共済への契約（以下「共済契約」という。）を希望する事業主は、職員の同意を得て、共済契約申込書（規程様式第1号）により申し込むものとし、共済掛金の払込みにより契約が成立する。

2 県社協会長は、前項の規定により、共済契約が成立した事業主（以下「契約者」という。）に対して共済契約証書（規程様式第2号）を発行する。

3 契約者は、契約証書の記載内容に変更があった時は、契約事項変更届（規程様式第3号）により届け出るものとする。

(共済契約の解除)

第5条 共済契約の解除を希望する契約者は、加入者の同意を得て、共済契約解除申請書（規程様式第4号）により申請するものとし、県社協会長がこれを承認したときに成立する。

(共済掛金)

第6条 第3条に規定する共済の掛金は、次のとおりとする。

- (1) 第1種共済の掛金は、本俸月額 $1,000$ 分の 40 とし、契約者と加入者がそれぞれ $1,000$ 分の 20 を負担する。ただし、本俸月額 $200,000$ 円とする。
- (2) 第2種共済の掛金は、年額 1 口 $10,000$ 円とし、契約者が 4 口から 14 口の範囲で全額負担する。

(運営委員会)

第7条 事業の運営を適正かつ円滑に進めるために、青森県民間社会福祉事業職員共済事業運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設ける。

2 運営委員会の組織、運営については、別に定める。

(除名処分)

第8条 県社協は、契約者が正当な理由がないにもかかわらず、第6条に規定する共済掛金を 3 か月以上滞納している場合は、運営委員会の議決を経て除名することができる。

(資産)

第9条 本事業に係る資産は、次により構成する。

- (1) 掛金

(2) 掛金から生ずる果実

(3) その他の収入

2 県社協は、契約者から預託された資産と、その他の資産を区分して管理しなければならない。

(積立金の運用)

第 10 条 県社協は、第 9 条に規定する資産から第 3 条に定める事業に要した経費等を除いた額（以下「積立金」という。）の運用を安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針及び運用ガイドライン)

第 11 条 県社協は、積立金の運用に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を作成し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

2 県社協は、基本方針と整合的な運用ガイドラインを作成し、次条に定める資産運用機関に交付しなければならない。

3 基本方針の改定にあたっては、理事会での議決を経た後、契約者の 4 分の 3 以上の同意を得るものとする。

(運用の外部委託)

第 12 条 県社協は、基本方針に従い、積立金の運用に関し、給付に要する費用に充てることを目的として、県社協を受益者とする指定運用信託契約を信託会社または信託業務を営む金融機関と締結するものとする。

2 県社協は、前項の規定にかかわらず、一時的保有資産の取扱いについては、基本方針の範囲において、金融機関または証券会社等を相手方として契約を締結し、預金または貯金の預入、有価証券の売買等により積立金を運用することができる。

(積立金の運用管理)

第 13 条 積立金の運用管理に関する権限及び責務は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事会の権限及び責務

ア 理事会は、積立金の運用管理に係る全権を有し、健全運用に係る責務を負う。

イ 理事会は、基本方針に定められた範囲内における業務執行権限（運用受託機関の選任を除く）を県社協に会長に委譲する。

(2) 県社協会長の権限及び責務

ア 県社協会長は、業務執行権限を有するとともに、積立金の運用管理状況を理事会に報告する責務を負う。

イ 県社協会長は、業務執行権限を事務局長に委譲する権限を有するとともに、基本方針の遵守に係る監督責任を負う。

(債務の範囲)

第 14 条 県社協が共済契約に基づき負担する債務については、契約者から預託された資産の限度内において履行の責任を負う。

22 職員共済事業設置運営規程

(財政検証)

第 15 条 県社協は、毎年度において、年金数理に基づく財政決算を行うとともに、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように、5 年毎に年度末日を基準日として財政再計算を行うものとする。

2 県社協は、資産運用機関に前項に関する事務を委託することができる。

(積立水準の回復計画)

第 16 条 財政検証により、積立水準の不足が明らかになった場合は、県社協は、積立水準の回復計画を策定し実施することにより積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況について、県社協は、契約者に開示しなければならない。

(事業の廃止)

第 17 条 共済は、契約者の 4 分の 3 以上の同意を得て、運営委員会の議決を経て、県社協の定款に定める手続きを経て、事業を廃止することができる。

(残余財産の処分)

第 18 条 共済を廃止したときの残余財産の処分は、運営委員会の議決を経て、県社協の定款に定める手続きを経て決定する。

(事業等の見直し)

第 19 条 第 3 条第 1 項に規定する事業については、原則として 5 年ごとに、社会情勢の変化等を踏まえた変更の必要性について、運営委員会に諮り審議検討し、その必要があると認めるときは、第 6 条に規定する共済掛金を含めて所要の改正を行うものとする。

(雑則)

第 20 条 この規程に定めるもののほか、事業の運営に関し必要な事項は、県社協会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 15 年 12 月 10 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 1 月 29 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 3 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。